

平成27年 第15回
教育委員会臨時会会議録

平成27年8月21日（金）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2429号

平成27年第15回臨時会

日時 平成27年8月21日（金） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶 務 課 庶 務 係	齊 藤 和 彦

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第65号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例の施行期日を決める規則について
- 2 議案第66号 港区立青山生涯学習館の臨時休館について
- 3 議案第67号 港区スポーツセンタープールの休止について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区の教育大綱について
- 2 放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定について
- 3 図書館システム機器等の購入について
- 4 後援名義等の7月分使用承認について

- 5 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の7月行事实績について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 11 9月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成27年第15回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
(午前10時00分)

夏休みも残り1週間余りとなり、猛暑も薄らいで少ししのぎやすくなりました。

指導室長、中学生の海外派遣は、何事もなく皆さん無事に帰国されましたか。

○指導室長 はい。おかげさまで無事に終了することができました。行きの飛行機が若干遅れたということもありましたが、素早く臨機応変に対応し、行程をスムーズに進めることができました。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員にお願いします。

第1 審議事項

1 議案第65号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○澤委員長 日程第1、審議事項に入ります。

議案第65号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第65号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」議案資料ナンバー1によりご説明いたします。

資料の2枚目が今回制定する規則の案文、3枚目が規則の制定理由と制定内容の概要です。

資料に記載はありませんが、これまでの経緯です。

港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例につきましては、青山生涯学習館が青南幼稚園の3歳児保育室確保のため、隣接地の南青山四丁目用地への移転予定について、1月27日開催の教育委員会臨時会において、位置の変更のご審議・ご決定をいただいたところです。当初、9月開設を予定しておりましたが、6月9日開催の教育委員会定例会において、学校施設担当課長から南青山四丁目用地の暫定活用整備の変更についてご説明し、ご審議いただきましたが、近隣との調整のために工事手順の見直しを行い、新たな青山生涯学習館を含む複合施設については、6月着工、10月竣工とさせていただいたところです。この度、工事が順調に進み、10月竣工のめどが立ちましたので、条例の施行期日を定める規則を制定するものです。

まず、制定理由です。

青山生涯学習館の移転に伴い位置の変更を行う、港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例の平成27年3月25日公布を受け、条例の施行期日を定めるものです。

次に、制定内容です。

青山生涯学習館の位置を港区南青山四丁目１８番１７号から港区南青山四丁目１９番７号に変更する当該条例の施行期日を平成２７年１１月１日とします。なお、１１月１日日曜日は休館日ですので、スタッフが開設準備作業を行い、区民向けには、翌日１１月２日月曜日からの開館となります。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

近隣との調整では、奥津課長にご尽力いただき、青山生涯学習館は１０月に無事完成ということです。

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第６５号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第６５号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

２ 議案第６６号 港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○澤委員長 次に、「港区立青山生涯学習館の臨時休館について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第６６号「港区立青山生涯学習館の臨時休館について」議案資料ナンバー２により、ご説明いたします。

先ほどの議案第６５号でご説明しましたとおり、青山生涯学習館は１１月１日に移転し、１１月２日から区民への供用を開始いたします。この移転作業のため、臨時休館するものです。

資料の２枚目をご覧ください。

臨時休館日は、平成２７年１０月３１日土曜日とします。１０月３０日金曜日まで通常どおり開館し、１０月３１日土曜日を臨時休館、１１月１日は通常の休館日ですので、移転作業に伴う休館は区民サービスを考慮しまして可能な限り最低限に絞ります。この２日間で移転作業と開設準備を行い、１１月２日月曜日から区民への供用を開始いたします。

理由は、青山生涯学習館の移転に伴う引っ越し作業のためです。

利用者への周知方法は、「広報みなと」への掲載、館内でのポスター掲示、窓口でのチラシ配布、ホームページへの掲載、みなとコールによる案内、港区コミュニティ情報誌「キスポート」への掲載となります。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

(なし)

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第66号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案66号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第67号 港区スポーツセンタープールの休止について

○澤委員長 次に、議案第67号「港区スポーツセンタープールの休止について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第67号「港区スポーツセンタープールの休止について」議案資料ナンバー3により、ご説明いたします。

資料の2枚目をご覧ください。

スポーツセンターのプールの衛生管理や安全確保のため、安全点検として水抜き、清掃、各種補修工事等の作業を一連として行うため、プール施設を休止するものです。

休止期間は、平成27年9月13日曜日から9月19日土曜日までの7日間となります。

休止の理由は、プール施設安全点検での水抜き、清掃、各種補修工事等のためです。

利用者への周知方法は、「広報みなと」への掲載、「ひろば」への掲載、ホームページへの掲載、港区コミュニティ情報誌「キスポート」への掲載、館内でのポスター掲示、総合支所等窓口でのチラシ配布、みなとコールによる案内となります。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 スポーツセンターのプールは、昨年12月7日にオープンして、まだ1年経っていません。各種補修工事を行うとありますが、具体的にどういう工事ですか。契約上1年間は通常の瑕疵については無償補修をすることになるはずですが、これはどういう工事区分でやるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 今回の補修工事の内容ですが、メインプール、サブプール周りのコーキングに亀裂があるということで、補修作業を鹿島建設が瑕疵工事として実施します。プールサイドを清掃後、コーキングの補修作業を行うということです。

○綱川委員 わかりました。では、費用の発生はないということですね。

○生涯学習推進課長 はい。

○澤委員長 業者がきちんとフォローしてくれるということですね。

○生涯学習推進課長 はい。

○永山委員 7月から9月ごろまでの期間は、プールの利用者が多いと思いますが、毎年この時期に行うのでしょうか。

○生涯学習推進課長 安全点検での水抜き、清掃、補修工事は、年間に2回予定しております。通常は9月に1週間程度、3月に1週間から10日間という予定で毎年行っています。

○永山委員 10月と2月にずらすことは、できないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 年間のスケジュールとして今まで継続的に予定していまして、9月と3月に

実施しておりますが、メンテナンス関係の来年度の年間のスケジュールを立てるときに、10月に時期をずらせるかどうか検討しまして、進めさせていただきたいと思います。

○澤委員長 今回は、年間スケジュールとして決まっているのでやむを得ないと思いますが、利用者の立場に立って、できることならば1カ月ずらしていただくことも検討してほしいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第67号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第67号につきまして、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 港区の教育大綱について

○澤委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

では、「港区の教育大綱について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「港区の教育大綱について」ご報告いたします。

資料ナンバー1です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定します、区長が定める、いわゆる港区の教育大綱については、平成27年度に2回にわたり開催されました港区総合教育会議における区長と教育委員の皆さんとの協議を踏まえ、平成26年10月に策定された、港区教育ビジョンをもって港区の教育大綱に代えることと決定しました。

資料の2枚目をご覧ください。

まず、背景です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながらも、地方教育行政における責任体制の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、教育委員会制度の抜本的な改革が行われました。こうした改革の一つとして、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確にするため、地方公共団体の長は教育大綱を定めるものとされています。

次に、経過です。

教育大綱の策定にあたっては、区長と教育委員会で構成する港区総合教育会議を区長が設置しまして、6月と7月に開催された2回にわたる会議の中で、教育ビジョンを大綱に位置づけるための確認・点検作業を実施し、教育ビジョンをもって大綱に位置づけることの妥当性や中立性などについて協議したところです。

具体的な確認・点検作業については、参考資料2をご覧ください。

4つの視点に基づいて、確認・点検作業を行いました。

港区教育ビジョンの策定が昨年10月ですので、その後の状況の変化、また同様に教育政策の内外の動向、第1回港区総合教育会議で委員の皆様からいただいたご指摘について、また教育大綱に求められる事項とビジョンとの比較など4つの視点について、別紙にありますとおり、細かく点検・確認をしたところです。これに基づいて、港区教育ビジョンをもって港区の教育大綱とするとしたものです。

再び、資料の2枚目をご覧ください。今後のスケジュールです。

決定されました、港区の教育大綱につきましては、今後、区長部局から港区議会へ報告するとともにホームページや広報紙を通じて区民への周知を図ります。教育委員会におきましても、校園長会や教育委員会広報紙「ひろば」を通じて、学校や区民に周知していくことを考えています。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

教育委員会としては、平成26年度に、多くの方々のご尽力とご努力により策定しました港区教育ビジョンが港区の教育大綱として採用されたことは、とてもうれしいことです。

○綱川委員 教育ビジョンを教育大綱に代えるものとするのが決まりましたが、今後も教育ビジョンとして存在するのですか

○庶務課長 あくまでも、港区の教育大綱として決定したということで、中身は港区教育ビジョンです。

○教育長 港区の教育大綱ではあるのですが、教育ビジョンは教育ビジョンとしてあるわけです。

○澤委員長 ですから、場面によって使い分けていいわけですね。

港区教育ビジョンの「すべての人の学びを 支え つなぎ 生かす」は、なかなか奥の深いすばらしい理念だと思います。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定について

○澤委員長 次に、「放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者の候補者選定について」ご報告いたします。

資料ナンバー2をご覧ください。

まず、運営事業者の候補者選定についてです。

放課後児童育成事業（放課GO→）の運営事業者は、利用者の視点に立ち、概ね5年間は同じ運営事業者で、1年ごとに委託契約を更新しながら継続することとしています。この考えに基づき、平成23年度から委託を開始し、今年度で5年目を迎える放課GO→につきまして、平成28月4月からの運営事業者の候補者を改めて選定するものです。

選定にあたっては、放課ＧＯ→の利用者に対し、安定した事業運営と良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により港区に最も適した業務遂行能力のある運営事業者の候補者を選定します。

次に、選定時期です。

８月から１２月にかけて公募や選考を行い、候補者を選定する予定です。

次に、選定対象となる放課ＧＯ→です。

前回の選定後、今年で５年目を迎える放課ＧＯ→は、「放課ＧＯ→みた」と「放課ＧＯ→あかさか」になります。

次に、選定方法です。

港区放課後児童育成事業実施要綱に基づいて、学識経験者３名を入れた運営事業候補者選考委員会を三田と赤坂それぞれに設置し、第一次審査の書類審査と第二次審査のプレゼンテーションを経て運営事業者の候補者を決定します。

次に、選定スケジュール概要です。

８月下旬から９月上旬に第１回選定委員会を開催します。９月２日水曜日を予定しています。第１回選定委員会で公募の要件や審査基準・方法などを決定し、９月に運営事業候補者の公募を行います。１１月に第２回選定委員会を開催し、第一次審査となる書類審査を行い、候補者を絞ります。１２月に第３回選定委員会を開催し、第二次審査となるプレゼンテーションを行い、三田と赤坂それぞれに運営事業候補者１者を決定します。

委託契約予定日は、平成２８年４月１日になります。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 「放課ＧＯ→みた」と「放課ＧＯ→あかさか」についての選考委員会をそれぞれ設置するということですが、それぞれで内容が異なるため、別々に委員会を設置するという趣旨ですか。

○生涯学習推進課長 委員ご指摘のとおり、それぞれに特性があることから、特性にあわせた審査ができるよう選考委員会はそれぞれに設置しています。

○小島委員 １つの選考委員会で行ったほうが合理的と思いますが、そうではないのですね。やはりそれぞれの地域の特性からですか。

○澤委員長 小島委員の質問に関連しますが、地域や学校の関係者が選定委員の中に入るのですか。

○生涯学習推進課長 地域と学校関係者は入ってございません。学識経験者３名及び教育委員会事務局から次長と私という形になります。５名の審査員となります。

○澤委員長 それでは、小島委員が言われるように、何でそれぞれ別に設置するのか疑問ですね。

○永山委員 選定委員会は１つでいいのではないのでしょうか。

○綱川委員 私も以前関わったことがあります。その時は放課ＧＯ→協議会の会長や学校長が選考委員に入っていたと思いますが、今は入らないのですか。

○生涯学習推進課長 以前の事業者選定委員会では、学識経験者２人、関係団体代表者１人、学校

長又は副校長１人、区職員１人の５人の構成になっておりました。その後、学識経験者を半数以上にすることが定められた港区プロポーザル方式実施ガイドラインを踏まえ、学識経験者３人、区職員２人の構成といたしました。

○澤委員長 学識経験者は、どんな方々ですか。もう決まっているのですか。

○生涯学習推進課長 既に決まっております。玉川大学の客員教授、東京家政大学の専任講師、明治大学の准教授を選定させていただいています。

○綱川委員 ２つ選考委員会は、どちらも選考委員は同じですか。

○生涯学習推進課長 同じメンバーになっています。

○永山委員 スケジュールはどうなっていますか。

○生涯学習推進課長 スケジュールは同一日程で行います。ただ、プロポーザルは時間がかかりますので、２日間となります。

○綱川委員 選考委員として地域の人が入っているのなら選考委員会が２つあるのもわかりますが。

○澤委員長 全く同じメンバーで選考委員会をそれぞれ設置するのは、何か意味不明な気がします。港区全体のルールがあるのでしょうけれど、地域で実際に関係されている方が中に入るほうがいいと思いますので、今後は検討してみてください。

○生涯学習推進課長 来年も放課ＧＯ→運営事業者候補者の選定が予定されていますので、その際は検討いたします。

○綱川委員 利用者の代表や保護者代表がメンバーに入るとよいのではないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 はい。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

３ 図書館システム機器等の購入について

○澤委員長 次に、「図書館システム機器等の購入について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「図書館システム機器等の購入について」資料ナンバー３を使いまして、ご報告いたします。

図書館システム用端末機等の情報機器については、今年度に保守期限が切れるものと来年度に保守期限を迎える機器を更新し、また現在作業を進めています新たな図書館システムの整備に伴ってサーバーを増設する必要があるため、新たにサーバー等の機器を購入するものです。

購入する物品は、資料のとおり、システム端末機が１２９台です。システム端末機用ソフトウェア一式で、これはシステム機器に当初入れ込むソフトウェアで、そこに今開発している新たな図書館システムを上書きしていく形になります。プリンターが４８台、バーコードリーダーが７７台、自動貸出機が２４台、ハンディターミナルが３０台、これは曝書等で本があるかないかを手元のスイッチで操作できる機械です。スイッチが１０台、そして、サーバーは新たに２台増設するもので

す。

8月18日に指名競争入札を行い、落札価格は8,641万800円、落札業者は港区芝四丁目4番12号に所在する三信電気株式会社です。

今後の手続ですが、予定価格が2,000万円以上となることから、港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、9月開会予定の平成27年第3回港区議会定例会に議案として提出し、議決を経た上で契約を締結する予定です。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 保守期限を迎える機器の更新ということで、プリンターなど、各図書館等で台数がばらばらですが、保守期限を迎えないものや更新ではないものが残存するからということですか。

また、保守期限の更新は、おおよそ何年間で考えていますか。

○図書・文化財課長 図書館及び連携施設において、今回、対象になるのが129台です。例えば、麻布図書館では、昨年の開設時に20台を設置し、うち7台を更新します。この7台は麻布サービスセンターからそのまま引き継いだものとなります。11月2日に開館します青山生涯学習館については3台を予定しています。

保守期限は、現在、NEC側から5年と言われており、1年延長しているものも一部ありますが、基本的には5年の保守期限となっています。

○澤委員長 単純な質問ですが、このシステムで使う端末機の仕様等が全て決まっていて、それに対して業者が幾らで札を入れるということですか。

○図書・文化財課長 物品は、全て図書館システムの更新・検討の中で、図書館システムの開発業者であるNECと調整していますので、機器類については決定しています。

今回更新する機器については、新たな図書館システムを入れていただいた後に各図書館に納品されてまいります。

○澤委員長 なるほど。ソフトウェアもそういうことですね。ソフトウェアも開発していると言っていましたね。

○図書・文化財課長 パソコンを動かすための基本的なOSは入れていただいて、そこに図書館システムが入るという形になりますので、ここにありますソフトウェアは基本的なOSのことです。

○澤委員長 では、図書館の利用のためのソフトウェアは別になっているわけですね。

○図書・文化財課長 はい。

○澤委員長 それはそれで当然、費用はかかっているのですね。

○図書・文化財課長 はい。

○澤委員長 NECの関連会社がソフトウェアの開発をするのですか。

○図書・文化財課長 図書館システム自体の新たなシステムの更新は、現在、NECと契約し、委託しています。

○澤委員長 機器も指定しているので、安いほうがよいということですね。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

- 4 後援名義等の7月分使用承認について
- 5 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の7月行事実績について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 11 9月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「後援名義等の7月分使用承認について」、「生涯学習推進課の7月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「生涯学習推進課の9月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の7月行事実績について」、「図書館の7月分利用実績について」、「図書館・郷土資料館の9月行事予定について」、「9月指導室事業予定について」この8件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

○綱川委員 後援名義の使用承認の中に「日本の楽器音楽隊2015」とあります。開催期間が約3カ月と長いのですが、これは楽器を教えて演奏をするようなプロジェクトですか。青山小学校和室・体育館と書いてあります。以前、オペレッタと講演会をやるような事業がありましたが、そういう感じのものですか。

○生涯学習推進課長 期間を長く設定していますが、この期間の中で日曜日だけ6回開催されるものです。内容は三味線や所作の体験と発表ということですが、初回に全ての楽器を体験し、2回目以降主に体験する楽器を選択したうえで、発表会に向けて練習をするものです。6回目に発表会を設定しています。

○小島委員 9月の指導室事業予定についてですが、区費講師レベルアップ研修会とあります。今までに見たことがない事業のような気がしますが、これは年に2回実施するという趣旨ですか。

○指導室長 区費講師のレベルアップ研修会は1学期にも実施しておりまして、今回は2回目になります。

○小島委員 2回目でしたか。内容が「様々な学習形態に応じた指導法について」ということですが、区費講師にどのような指導法を教えるのですか。

○指導室長 区費講師は、学習形態が様々です。例えば、1年生に補助的に2人目の指導者として入る場合もありますし、学校が独自に行う習熟度別少人数授業に対応した指導等も区費講師の役割となっています。

芝小学校では、区費講師がこういった形で授業に関わっているか、担任以外にもう1人ついている形の中で習熟度別の授業を展開していることなどを公開します。また、芝小学校は2人担任制を

していたこともありまして、いろいろな活用の仕方、有効な活用の仕方について、区費講師が皆集まって授業参観をしたうえで共通理解をして、他校の指導に役立てていくような研修会となるよう計画しています。

○小島委員 そうすると、区費講師全員が講習を受けるということですか。

○指導室長 はい。今、登録している全員が参加しています。

○小島委員 この区費講師の先生方の授業力が子どもたちの学力に大変影響してくると思います。そのレベルアップは非常に大事なことです、年に二、三回やっているのですか。

○指導室長 毎年、2回ずつ実施しております。

○小島委員 生活指導主任会で「夏季休業中における児童・生徒の生活について」とありますが、今、寝屋川で大変な事件が発生しています、9月に夏季休業中における児童・生徒の生活を検討するのは時期が遅くないですか。

○指導室長 検討ではなくて、長期休暇の間に指導室にも様々な課題が出てくる場合があります。そういったものを各校、特に中学校で、学校での生活指導に生かしていくという視点から情報の交換と共有をして対応していくということです。

○小島委員 夏休みは、中学生の問題行動が発生したりする時期ですね。情報をキャッチしたものについてどう対応するかということが主眼となるわけですか。

○指導室長 おっしゃるとおり、夏季休業前には、校長会等においても、どういうことに注意するかを指導しております。

夏休み中の児童・生徒の様子について、9月を迎える前に学校としてきちんと把握するよう、何らかの形で指導室として確認しようとするものです。

○小島委員 寝屋川の事案は中学校1年生で、小学校から中学校に上がったばかりですね。港区の場合、夏季休業中の過ごし方について、どういう指導をしているのですか。

○指導室長 東京都からも通知が出て、それを踏まえた形で港区の幼稚園、小・中学校用の指導のために校長向けの資料を作成し配布しています。問題行動に対することや、交通安全や不登校に対すること、またLINE等ネットに関わる事件に巻き込まれるなど、多岐にわたって、生活指導の課題について一つ一つ丁寧に対応して各学校で指導してもらえるよう働きかけているところです。

なお、この生活指導主任会は、毎回、警察のスクールサポーターの方が参加をしてくれていて、情報共有できる形になっています。

○小島委員 寝屋川の事件に関してですが、時々野宿している子どもを学校ではキャッチできないものですか。

○指導室長 当然、学校としてもつかまなければいけないと思いますが、やはり家庭できちんと把握するようにと学校として強く呼びかけていく。もし、家庭が機能しないようであれば、子ども家庭支援センター等に働きかけて対応していくなど漏れのないようにしています。夏休み中に限ったことではないのですが、取り組まなければいけないと捉えております。

○綱川委員 私も少年補導員を拝命してまして、9月になって新学期が始まってから、楽しい夏

休みの継続で学校へ行くのが嫌だとか、宿題が終わっていないから行けないとか、毎年そういうケースが多いですね。学校を休んでいる子どもがいたら、やはり注意をしていかないと、家は出ているけれど学校へ行っていないということもあるので、学校へも注意喚起していただければと思います。

○小島委員 9月の夏休み明けは、2学期の最初で大事ですからね。

○澤委員長 先日、テレビで、自殺は夏休み明けが一番多いと報道されていました。次いで4月の春休み明けだそうです。

○指導室長 委員長が言われたように、確か9月1日が自殺の数が一番多いのだそうです。先ほど申しあげましたように、夏季休業後の2学期の始業式前に、不登校ぎみの子どもなどを学校できちんと把握するように呼びかけることを考えています。

休業明けだけではないのですが、常に3日以上欠席は、1日や2日であっても理由が曖昧な場合は、学校がしっかり察知できる態勢をとるよう、学校へ改めて働きかけていきたいと思っています。

○小島委員 このような大事件が発生したので、各学校へ生徒指導を十分行うよう、改めて何かする予定はあるのですか。

○指導室長 夏休み明けにはすぐに校園長会がありますので、そこで働きかけることももちろんですが、必要に応じて中学校には個別の聞き取り等をしてもらいたいと思っています。特に、いじめや不登校に関わることに関連して臨時の指導室長会も月末に予定されていますので、そういったことを踏まえ、きちんと学校が対応するよう呼びかけていきたいと思っています。

○小島委員 いずれにしても、よろしくお願いします。

○綱川委員 9月に入ってすぐに、小学校水泳記録会が予定されています。今年はどうに対応されますか。

○指導室長 昨年度は土曜日で、土曜授業の午前中に充てると補助の先生が出張できないということがあります。水曜日の午後の時間であれば授業を組まなくて済むということがありますので、今年はそこに設定したところです。ただ、小学校と中学校が同日の開催ということで、一貫校の校長先生には2か所回っていただかなければいけないということもありますので、了解いただいた上で水曜日を予定しました。

なお、教育委員の皆様には、ご都合がよろしければ、子どもたちの頑張りに対してお声かけいただければと思います。また、ご挨拶も含めてお願いしたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を9月8日火曜日、午前10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。 (午前11時01分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐